

平成24年度豊橋技術科学大学自己評価書

【進捗状況自己評価の基準】
 IV 計画を上回って実施している
 III 計画を十分に実施している
 II 計画を十分には実施していない
 I 年度計画を実施していない

中期目標	中期計画		年度計画		実績	自己評価
	No.	計画	年度	No.		
(前文)大学の基本的な目標						
<p>豊橋技術科学大学は技術科学に関する教育と研究を通して社会に貢献することを使命とする。この使命のもとで本学は主に高等専門学校卒業生を受け入れ、豊かな人間性と国際的視野を持つ実践的創造的かつ指導的技術者を養成するとともに、国際競争力のある先端技術の開発研究を推進し、我が国の社会、特に産業界の活力の創出に貢献してきた。</p> <p>本学は、天然資源に乏しい日本の繁栄には高度な技術力とそれを担う優れた人材が不可欠であるとの認識を堅持しつつ、環境・エネルギー問題など地球規模の諸問題の中で求められる新たな持続的発展型社会の構築を見据え、その中で本学が果たすべき役割を考察し、第二期中期目標・中期計画を設定する。具体的には以下の課題を中心に活動をを進める。</p> <p>【教育】 ・社会の変化に対応した課程の再編を行い、我が国の産業界の核となる基幹課程の充実と、新たな持続的発展社会の構築に対応する課程を整備し、現在から未来を見据えた新たな教育組織を整備する。 ・本学入学者の大半を占める高等専門学校卒業生の教育の強化のため大学院教育に重点を置き、レベルの高い基礎科学・教養教育とその上立った実践的専門・技術教育を交互に進める「らせん型」教育を学部・大学院一貫で実施する。</p> <p>【研究】 ・これまで培った先端技術の開発研究を一段と強化し、国際的な研究拠点の形成を目指すとともに、持続的発展社会の構築に求められる先導的技術科学研究を推進する。 ・本学の特色ある技術科学研究と医学、農学、人文社会学など異分野との連携・融合を図り、技術科学の新たな融合領域の開拓を目指す。</p> <p>【国際展開】 ・国際戦略本部のもとで、留学生の受け入れ・研修、日本人学生の海外研修・実務訓練、国際共同研究・人材交流などの国際交流に関連する活動の連携体制を強化し、世界に開かれた大学への展開を推進する。</p> <p>【社会貢献】 ・産学連携推進本部のもとで産業界との連携を強化し、実践的な技術開発共同研究や技術移転を推進する。 ・地域自治体、企業との連携を積極的に進め、大学の持つ「知」が地域社会の活性化につながる主体的な取り組みを推進する。</p>						
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標		I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置				
1 教育に関する目標		1 教育に関する目標を達成するための措置				
(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標		(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置				
社会の変化に対応し、将来の持続社会構築に向けた課程の再編を行い、現在から未来を見据えた新たな技術科学教育を行う。	1 入学者選抜方法の改善等を踏まえ、アドミッションポリシーを明確にするとともに、学習・教育目標を設定・公開し、目標達成状況を常に検証する。	24	1	課程再編後の入学者に対し、継続してアドミッションポリシー等に関するアンケート調査を行うとともに、「卓越した技術科学者養成プログラム」の有効性を調査する。 また、学部3年次特別推薦入試の有効性を検討する。 さらに、設定した学習・教育目標を引き続き公開し、周知する。	入学者に対し、アドミッションポリシー等に関するアンケート調査を行い、当該回答データ及び学業成績データ等を調査分析し、「卓越した技術科学者養成プログラム 新入生向けプログラム」の採択者数を見直した。また、大学院工学研究科博士前期課程高等専門学校専攻科修士推薦入試及び、特別推薦入試を見直し、統合入試案を策定した。さらに、学習・教育到達目標を、履修要覧や公式ホームページに掲載し、周知した。	III
	2 技術者教育の質を、日本技術者教育認定機構(JABEE)等の第三者機関、あるいは厳正な自己評価によって保証する。	24	2	学部教育の質保証については、JABEEを受審しない系の一部に対して、試行案に従い質保証を試行する。 また、大学院教育の質保証については、質保証方法の試行案を作成する。	教育制度委員会に設置した教育の質保証WGおよび教育システム評価委員会において、JABEE受審以外の方法による学部教育の質保証方法を検討し、その結果を教育制度委員会で審議した。その結果、JABEEを受審しない課程のうち、環境・生命工学課程を試行対象系として、大学機関別認証評価の評価項目を利用した厳正な自己評価を実施し、教育の質保証を確保した。大学院については、学部と同様な手段で、厳正な自己評価を行うこととした。	III
再編による新しい教育体制のもとで、本学の特徴である「らせん型技術科学教育」を発展させる。	3 広い視野と柔軟な思考力を養成するため総合教育院を置き、技術科学に即した人文・社会科学を含むリベラルアーツ教育、未来社会を見据えた科学教育及び国際化に対応した教育を充実する。	24	3	改善されたリベラルアーツ関連講義の評価データに基づき、更に改善点を検討し、順次カリキュラムに反映させる。 また、TOEIC等国際的通用性の高い試験を継続的に実施し、その成果を検証するとともに引き続き英語力向上プロジェクトを実行する。	リベラルアーツ教育の充実、改善及び再編後の一般基礎科目、共通科目の履修・単位修得状況を検証し、化学Ⅰについては、学習サポートルームと連携して授業を実施し改善を図ることとした。 英語については、全学部学生対象にTOEIC IPテストを実施するとともに、その結果を検証し、記述力、コミュニケーション能力を強化するため、学部4年次生の英語教育には、プレゼンテーション、スピーキング&ライティング等、学習テーマ別クラス編成を、学部1、2年次生には語彙力強化のトレーニングを取り入れ実施した。 再編後の授業科目、授業形態の検証及び見直し、再編完了後の平成26年度教育カリキュラムに改善を反映させるため設置した「教養教育のあり方WG」において、英語履修方法の改善、第二外国語の実施方法等、TOEICの成果を検証し改善点を教育課程、時間割に反映させるための検討を行った。	IV

	4	実践的思考力を養成するため、学部・大学院における実務訓練・海外インターンシップを強化する。	24	4	学部における実務訓練及び大学院における海外インターンシップについて訓練生の意見・要望を確認し、実務訓練制度及び海外インターンシップ制度に反映させる。	学生や受入先機関へアンケートを行い、意見・要望等を確認し、実務訓練履修要件作成や受入先の開拓等実務訓練の実施に反映させた。また、実務訓練実施委員会及び教育制度委員会との合同会議を行い、教員への情報の共有を行った。 海外インターンシップを履修した学生に対するアンケート調査の結果を基に、派遣期間、単位認定及び実施担当対応委員会について教務委員会で検討し、教育制度委員会と連携したワーキングを設置して、改善方策を検討し、海外インターンシップ制度に反映した。	III
	5	創造的思考力を養成するため卒業研究・修士論文の充実・実質化を進めるとともに、単位の実質化を踏まえて学生の主体的な学習を促す仕組みを構築する。	24	5	卒業研究の評価方法について、試行結果を検証し改善する。修士論文の評価方法については中間検討を行い、改善すべき点は改善して試行を継続する。 また、再編後の編入学生に対し、単位の実質化の確認プロセスを実施する。さらに、確認プロセスの実施時の問題点を抽出し、確認プロセスを改善する。	卒業研究の評価方法について、修士論文で実施した各系の評価方法を調査するとともに、修士論文の実施を踏まえ再編後に実施する卒業研究の各系における評価方法を確認し決定した。 さらに、共通教育WG、再編に伴う専門教育カリキュラムの見直しWGにおいて、再編後の学部第3年次編入学生の時間割、履修状況を受講者数、授業評価アンケート調査結果をもとに調査し、時間割構成、適切な授業設定について検討を行った。また、修得単位の上限を超える場合の確認プロセスについて改善を図った。	III
再編による新しい教育体制のもとで、多様な学習歴を有する国内外の学生に適切に対応する教育課程を編成する。	6	1・2年次における数学・物理・化学などの共通基礎科目や技術科学教育の充実を図る。	24	6	共通基礎科目群において問題点を抽出し、引続き授業の改善を図る。 また、「プロジェクト研究」を実施し、問題点を抽出して、講義形態等の改善を行う。	数学・物理・化学の一般基礎科目、専門共通科目の履修・単位修得状況等を確認し、次年度の授業改善等について検討を行い、授業内容に沿った学習支援を学習サポートルームと連携して行うこととし、その効果を測るため化学Ⅰで実施することを決定した。また、前年度実施した「プロジェクト研究」の問題点を抽出し、学生が研究テーマを選定するに際して、研究内容を十分学生に周知するように改善を図った。	III
	7	高等専門学校からの3年次編入学生のための教育内容を点検し、改善する。	24	7	学部再編後の編入学生に対して実施する新しいカリキュラムの問題点を抽出して、改善を行う。	再編に関する問い合わせを、再編することが決まった後から、事務担当において記録を行っている。主な問い合わせについては、ホームページ(学内限定)に掲載し学生全体に周知を図っている。また、授業評価アンケート結果に基づき、問題点を抽出し、前期の試験実施日を5日から7日にする等の改善を図った。	III
	8	高等専門学校専攻科からの大学院入学生のための教育体制を点検し、改善する。	24	8	高等専門学校専攻科からの入学生の学習理解度を向上させるための方策を策定し、実施可能な項目から実施する。	高専専攻科修了生およびその指導教員からアンケートを実施し、その結果を踏まえ、教育制度委員会、教務委員会、高専連携室が連携し、専攻科からの入学生の学習理解度を向上させる方策について具体的に検討を行い、その有効性を検証するために一部の教員が学部の講義を聴講させるなど試行的に実施した。	III
	9	学部一博士前期課程の一貫性、博士前期一博士後期課程の連続性を踏まえて教育内容を点検・改善する。	24	9	学部一博士前期課程の一貫性、博士前期課程一博士後期課程の連続性を踏まえて教育内容を点検するとともに、その結果に基づき、テラーメイド・パトノン教育プログラムのカリキュラムの充実を図る。 また、グローバル化に対応する博士前期・後期課程の教育内容を検討する。	博士前期課程教育カリキュラム及び履修要覧の見直しを行い改善を図った。 テラーメイド・パトノン教育プログラムでは「先端融合特論Ⅲ」を新規開講し、教育カリキュラムの拡充を図るとともに、同プログラム履修学生の教育内容を検討し、博士前期課程一博士後期課程の連続性を踏まえた教育カリキュラム、履修要覧を新たに整備し充実を図った。 教養教育の在り方WGにおいて、学部一般科目と博士前期共通科目の一貫性を踏まえた教育課程の検討を行った。また、三機関連携協働教育改革構想(Gネット)、リーディング大学院プログラム申請により、グローバル化、イノベーション教育に対応する博士前後期課程の教育内容の検討を開始した。	III

	10	外国人留学生に対し、指導的技術者となるための技術科学に関する体系的な教育体制を構築する。	24	10	改善された英語特別コース及びツイニング・プログラムに対する教員・留学生双方の意見を調査し、留学生に対する教育制度のさらなる改善を図る。 また、修了生に対する調査を行い、留学生に対する教育制度の改善点を検討する。	英語特別コース博士後期課程学生に適用する新教育カリキュラムを実施し、博士前期課程の英語特別コース、ツイニング・プログラムについては、博士前期課程の見直しによる改善を反映させた。教員・留学生の多様なニーズを鑑みこれまでの英語特別コース及びツイニング・プログラムのさらなる改善として、次年度からのダブル・ディグリープログラム制度導入による教育カリキュラムの構築を検討した。また、英語特別コースは、専門教育カリキュラムの見直しWGで教育制度の改善について検討を開始した。 修了生に対する調査に基づき、大学院博士前後期一貫とした奨学金制度の構築、留学生を対象とした実務訓練制度の検討を行った。	III	
	11	e-ラーニング等により社会人教育の内容充実を図る。	24	11	遠隔授業(e-ラーニング)の開発を継続的に実施するとともに、その有効性について検討を行う。	学部学生及び博士前期課程学生の復習用のe-ラーニング教材開発について、情報メディア基盤センター教材開発部において、平成25年度のメディア教材開発の検討を行い、新たに4科目の教材作成を決定し、2科目の教材を作成した。また、社会人入学生に対するe-ラーニングによる共通科目の受講方法について、社会人学生に対する有効性を検討し、有効となるように、社会人学生を対象とした本学e-ラーニング授業科目の履修に関する取扱いについて(案)を作成し、高等専門学校と同様の受講方法が可能な教務委員会にて検討することとした。	III	
(2)教育の実施体制等に関する目標		(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置						
再編後の新しい教育体制をスムーズに機能させる。	12	新しい教育体制を年次進捗させつつ、これまでの教育体制を維持するシステムを構築する。	24	12	新教育システムの下で初めて受け入れる高等専門学校からの編入学生への教育が円滑に実施されているかどうかを調査し、問題点があれば改善する。	高専専攻科修了生およびその指導教員からアンケートを実施し、その結果を踏まえ、教育制度委員会、教務委員会、高専連携室が連携し、専攻科からの入学生の学習理解度を向上させる方策について具体的に検討を行い、その有効性を検証するために一部の教員が学部の講義を聴講させるなど試行的に実施した。	III	
	13	分野を横断する新しい兼務制度を整備し、これを積極的に活用した柔軟な教育体制を構築して、学生の学習意欲を高める。	24	13	高等専門学校からの編入学生が合流した後の教育体制において、兼務教員の担当する講義の実施状況に関する調査を行うとともに、兼務制度を利用した卒業研究の実施体制を確立する。 また、学部2年次の必修科目である「プロジェクト研究」の実施に関する兼務教員の役割を含めて、問題点の抽出とその改善方法を検討する。	兼務教員が担当した講義の実施状況調査を実施し講義内容等の問題点の抽出、改善方法の検討を行った。また、兼務制度を利用した卒業研究の各系の実施体制を確立した。	III	
教員の教育改善を継続的に促進する新しい体制を構築する。	14	学生による授業評価アンケート結果を利用し、教育改善状況の把握と評価を行う手法を構築する。	24	14	教員の教育改善状況を継続的に評価し、評価手法を検討するとともに、問題点を改善する。	継続して実施している授業評価アンケートについて、調査項目や実施時期等を見直した後に実施し、アンケート結果を各教員に配付し教育改善を図っている。また、アンケート結果の経年変化が把握できる表等を作成する方向で検討を開始した。	III	
	15	教員個人の自己点検の内容を教育改善にフィードバックさせる手段を考案し、実施する。	24	15	教員の自己点検書(教育)により改善されたフィードバック手段を用いて、教育改善を図る。	質の高い講義を行っている教員の中から、自己点検書(教育)の評価及び授業評価アンケートの評価の高い教員(教育特別貢献賞を受賞した教員)が実施する講義を、全教員に公開し教育改善を図った。また、教育特別貢献賞候補者推薦基準についても、教育制度委員会において、見直しを実施した。	III	
全学的な教育改善を継続的に促進する新しい体制を構築する。	16	教育の補助・支援のため、学習サポートルーム等の充実を図る。	24	16	英語科目のサポート強化をはじめとして、学習サポートルームの改善を継続的に行う。	英語科目のサポート強化を図るため、英語担当者を学習支援チューターとして新たに配置し、サポートルームの充実を図った。 平成24年度学部新入学生を対象にした学習環境等に関する調査に学習サポートルームに関する項目を設けアンケート調査を実施するとともに、学習サポートルームにおける学生指導をより効果的にするため、講義担当教員と学習サポートルームの学習支援チューター、ティーチング・アシスタント(TA)学生の連携を図る方法について検討を行い、学習支援チューター及びサポートルームをより有効に活用し、利用の改善を図ることとした。	III	

	17	教務委員会の下に共通教育検討委員会を設立し、共通教育と専門教育の連携を強化する。	24	17	共通教育と専門教育の連携を強化するための具体的な手段を継続的に検討・実施し、結果を検証して改善する。	共通教育WG、共通教育と専門教育の連携を強化し、再編後の検証・見直しを行うため設置した「教養教育の在り方WG」、「専門教育カリキュラムの見直しWG」において、再編後の教育課程・時間割編成について問題点を抽出し、平成26年度からの教育カリキュラムに反映させるための検討を行った。また、物理系及び化学系の共通教育と専門教育の連携を保持・強化するため、専門課程の主要分野の熟工学系科目担当者との検討会を開催し、問題点の抽出・把握・改善策を検討・実施した。これらの連携強化の手段を実施し、共通教育の物理と専門教育の物理関連科目の修得時期について検討し、一般科目の物理の修得時期を早くするように改善することとした。	III	
(3) 学生への支援に関する目標		(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置						
学生の多様なニーズに対応し、充実したキャンパスライフを支援する学内体制の整備、充実を図る。	18	編入学生、留学生、社会人学生など教育歴の異なる新入生に配慮したきめ細かな就学ガイダンスを実施し、新たな学生生活へのスムーズな導入を図る。	24	18	学部1年次、3年次及び他大学出身の大学院生や社会人学生に対する新入生オリエンテーションやガイダンス、さらには日本語能力の異なる留学生に配慮した留学生ガイダンスにおいて、学生が円滑に大学生活を送るためのさまざまな情報や支援プログラムの提供方法を検討する。	掲示板の増設、情報提供場所の追加等、情報提供の方法を工夫した。また、新入生が円滑な大学生活を送れるよう在学から新入生(留学生及び日本人学生)への情報提供の場として、履修相談会を企画・実施した。さらに、先輩学生による新入生向けオリエンテーションで学生生活に少しでも早くなじめるよう学部1年の未配属学生向けの学内キャンパスツアーを実施し、学生による学生生活ガイダンスも実施した。	IV	
	19	体育施設、学生交流会館など課外活動施設の整備及び学生宿舎等の居住環境の整備を図るとともに、学生諸団体との意見交換会等を通じて学生の要望を課外活動支援に反映させる。	24	19	学生諸団体の意見・要望を反映した課外活動施設や学生交流会館等の整備・充実を一層進める。また、学生宿舎関連設備の整備・充実を図り、福利厚生事業の将来計画を策定する。さらに学生表彰制度を再検討する。	クラス代表者・学生会・総部会等学生代表者と学長等との懇談会を実施し、学生の意見及び要望を聴取し、順次改善を進めるとともに、学生参加による学食メニュー作りを食堂に提案し、実際にメニューコンテストにより新メニューを決定した。また、学生宿舎の老朽化したシャワールームを改修し、共用棟風呂の換気扇を設置した。今後の福利施設等のあり方について、提案書をまとめた。さらに、学生表彰について検討を行い、規程改正及び募集要項の変更を行った。	III	
	20	学生相談、健康相談など各種相談制度を充実させ、学生の修学、生活、健康など学生生活全般に亘る支援体制を整備する。特に不登校学生への支援を充実させる。	24	20	学校医、保健顧問、カウンセラー等から学生相談の現状を確認し、さらなる問題点を検証する。また、学生相談担当者による連絡会を定期的で開催し、学生相談上の問題点を共有するとともに、特に不登校学生の対応策について検討する。	学校医、保健顧問、カウンセラー等から、学生相談、健康相談の現状を確認し、さらなる問題点について学生支援室で検証し、学生相談コーディネーターを中心とした学生相談体制の整備をした。また、学生相談担当者による連絡会を定期的で開催し、不登校学生の対応策として、クラス担任による面談制度の実施等、学生相談上の問題点等について検討した。	III	
	21	各種奨学金や本学独自の学生表彰制度である「卓越した技術科学者養成プログラム」など、経済的な支援制度の適切な運用を図る。	24	21-1	各種奨学金、入学科・授業料免除制度のあり方、選考方法等を検証し、学生の教育・研究の能力向上に結びつく支援・表彰制度を再構築する。	大学院博士後期課程在学生対象の経済的支援の拡充、博士前期課程入学・在学生向けの経済的支援制度の整備・見直し、授業料全額免除適格者全員の授業料全額免除を行い、高専からの第3年次特別推薦入学者の経済・教育的支援を開始した。経済的支援に関する各種情報を、ホームページ、Facebook及びTwitterを活用して周知している。また、平成26年度開始に向けた博士前期課程対象の支援プログラムの内容を学内委員会で議論し、制度を整備した。	III	
			24	21-2	平成23年3月に発生した東日本大震災により授業料等の納付が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料免除等の経済支援に関する制度の充実を図る。	自然災害等による罹災に対して入学試験の検定料を免除する制度を確立するために新たに制定した検定料の免除取扱規程に基づき、検定料を免除した。申請があった東日本大震災被災者を対象として、罹災証明に基づいて認定手続きを行い、該当者全員に対して前期・後期それぞれの授業料を全額免除した。	III	

	22	学生の自主的学習のための環境整備とその効果的な運用を図るとともに、在学生在が新入生にアドバイスを行うピアサポートの導入を図るなど、学習サポート体制を充実させる。	24	22	ピアサポートの充実を図るとともに、図書館、国際交流センター自習室・WEB教室など自主学習環境の充実を図る。またオフィスアワーの運用方法について検討する。	新入生ガイダンスにおいて、ピアサポーターによる学生生活ガイダンス、学内見学や履修相談会を実施し、大学生生活に早くなじめるよう情報提供を行った。また、学生宿舎のフロアリーダーとの懇談会を実施し、居住者からの各種要望等の確認を行った。自主学習環境の充実を図るため、学生からの要望を調査した。さらに、オフィスアワーの運用方法について、認知状況及び利用状況を検証した。	III	
留学生、社会人学生等への修学支援、生活支援を充実させる。	23	留学生、社会人学生等の修学・生活支援を充実させ、特に就職支援に関するきめ細かな情報を提供できる仕組みを整備する。	24	23	留学生、社会人学生及び障がいを持った学生等への有効な修学・生活支援制度の充実を図る。また、女子学生の進路選択に関する詳細な情報を提供できる仕組みについて検証する。	女子学生への支援として企業の女性技術者を招いてガイダンスを実施した。また、公式HPの男女共同企画推進室に過去の女子学生の就職先データを掲載、情報提供を行った。留学生への就職支援として、企業担当者やOBを招いてガイダンスを実施、また、求人情報システムの留学生採用の項目を増やした。障がい学生への支援について、教員を対象とした講習会を実施し、障がい学生への理解を深めてもらう活動を行った。	III	
本学の特性を活かした学部一大学院一貫キャリア教育・就職支援体制を充実させる。	24	社会人として必要な規範意識などの社会人基礎力の養成を図る。また実務訓練、海外インターンシップ、MOT研修会など、専門的なキャリア教育の充実を図る。	24	24	在学中に取得可能な各種資格制度に関する情報を収集し、随時学生に提供する。さらに、社会人基礎力養成を目指したセミナー、ガイダンス、キャリア教育等を計画的に実施する。	正課により取得可能な資格については、履修要覧に掲載して学生へ情報提供し、その他資格については、各団体から送られてくる案内をキャリア情報室に設置して学生に情報提供した。また、社会人としての基礎力養成を支援するため、関係委員会等で支援行事の日程を検討、順次日程に沿って行事を開催した。さらにMOT人材育成により博士前期学生を企業に派遣し、よりレベルの高い人材養成を行った。	III	
	25	キャリア情報室の充実を図り、企業説明会及び就職講座等を定期的に開催し、企業や就職状況に関する最新の情報を提供できる体制を整備する。	24	25	キャリア情報室の整備・充実を図る。また、就職に関する講演会、セミナー等を充実させ、就職率の向上と学生の希望に沿った就職先の確保に努める。さらに、学生のキャリア・就職支援制度の見直し及び改善を行う。	キャリア情報室に最新の就職関係書籍を設置して充実させた。また、キャリアガイダンス・就職講座・学内企業説明会等就職支援行事や求人情報システムを通じて、学生へ企業や就職状況に関する最新の情報を提供した。さらに、昨年度実施したキャリア・就職支援についての学生アンケートの意見・要望を受けて、支援体制を見直し、改善を行った。	III	
2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置							
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置							
本学の基本理念に基づき、技術科学を中心とした研究大学として世界を先導する研究開発を推進し、特定分野で世界的研究拠点を形成する。	26	グローバルCOEプログラム等の大型プロジェクトを通じて、ブレークスルーを起こすためのセンシング技術を基盤とする先端的研究を推進するとともに、その成果を社会に還元する。	24	26	センシング技術を基盤とする先端的研究を推進するとともに、その成果を社会に公表する。	エレクトロニクス先端融合研究所(EIIRIS)において、エレクトロニクス基盤技術分野と先端的应用分野(ライフサイエンス・医療・農業科学・環境・ロボティクス等)との新たな融合研究を実施した。また、テニュアトラック制度により雇用された国内外の若手教員による研究活動を推進するとともに、EIIRIS所属教員による「アジア太平洋異分野融合研究国際会議」を開催し、研究成果を積極的に発信した。さらに、植物工場を学内外に整備し、産学官連携による研究を推進した。	III	
	27	高度な研究活動を通して優れた専門知識と技術科学能力を有し、世界的に通用する高度専門技術者の育成を行う。	24	27	テラーメイド・バトンゾーン教育プログラムなどの高度な教育研究活動を通して、優れた技術者を育成する。	卓越した技術科学者養成プログラム等により、博士後期課程学生への研究活動支援を行った。また、テラーメイド・バトンゾーン教育プログラムを実施し、企業のセンスを身に付けた真のリーダー育成を行った。さらに、大学院MOT人材育成コースを実施し、高度研究開発とリーダー型技術者の育成を行った。 「次世代シミュレーション技術者教育プログラムの開発」事業を推進するため、次世代シミュレーション技術者教育実施本部を設置し、高専連携室及び社会連携推進本部と連携して、全学的に事業を進めた。	III	

	28	教員の教育研究活動、研究業績等について社会への情報発信を積極的に推進する。	24	28	教育研究活動に係る情報発信を広範かつ積極的に行う。	教育研究活動の情報を公式ホームページに掲載、大学公式Facebookを活用し、教育研究活動の情報発信するとともに、市政記者クラブやFM豊橋を利用した研究成果の公表等を行った。 国際会議及びシンポジウムを開催し、研究活動成果を発信した。また、e-Newsletterを年4回発行し、教育研究活動及び研究業績等を広く国内外へ情報発信した。	III
持続的に発展可能な社会の構築のため、異分野融合によりイノベーションの源泉となる技術科学研究を推進し、その成果を社会に還元する。	29	他大学・他研究機関等との連携により、医工連携、農商工連携を推進するとともに、文理融合により新たな技術科学の研究活動の活性化を推進する。	24	29	医工連携や農商工連携など、他機関と連携した研究活動を推進するとともに、文理融合による活動を推進する。	福祉村病院・愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所・豊橋創造大学等との連携協定・連携事業等により、医工連携や農商工連携を推進した。 また、文系大学等と連携し、文理融合活動を推進した。	III
	30	学内の組織再編を通して、生命科学、環境学などの社会的な要請に合致した研究を推進する。	24	30	生命科学・環境学などの社会的な要請に合致した研究活動を推進する。	社会的な要請に合致した研究者育成を行うため、大学院博士後期課程の再編を行った。また、社会問題等へ対応するためのプロジェクト(科学技術戦略推進費バイオマス・CO2・熱有効利用拠点の構築、次世代シミュレーション技術者教育プログラムの開発事業等)を推進した。さらに、東海圏の6大学の防災関連研究センターの連携による東海圏減災研究コンソーシアムを設立し、安全安心地域共創リサーチセンターを中心として、自然災害を軽減するための研究の推進及び安全安心な地域社会の実現を目指すこととした。	III
研究開発成果に基づく知的財産の戦略的な蓄積と利活用を通して社会に貢献する。	31	産学連携推進本部の強化により教員への支援を充実するとともに、戦略的な出願及び管理を実施し、知的財産の蓄積、利活用及び産学連携を促進する。	24	31	教員への支援方策の問題点を整理する。また、産業界への知的財産・産学連携情報発信の問題点を抽出する。	コーディネーターが研究室を訪問し、教員と面談しながら支援方策の問題点を検討、整理し、本学に適したURAの検討、整備するといった方針を決定した。更に進んで、問題点を解決するため、産学連携推進本部の人員体制を見直し、技術分野毎に担当者が研究支援から技術移転まで一貫貫型に対応する体制に変更した。また、各種展示会等を利用した知的財産・産学連携情報発信の問題点を検討し、費用対効果に問題のある各種展示会を抽出した。その問題点を解消するため、抽出した展示会については、原則として来年度からの参加を見合わせることを決定した。	IV
(2) 研究実施体制等に関する目標		(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置					
高度な研究を推進する体制と環境を充実強化する。	32	学内組織の再編等により、社会の要請に対応する分野の高度な研究を推進する体制を構築し、戦略的な企画立案を行う。	24	32	社会の要請に応える高度な研究の推進を図るための方策を実施する。	社会連携推進本部を設置し、リサーチセンター再構築による研究環境の充実強化を図った。また、大学等産学官連携自立化促進プログラム(コーディネーター支援型)の事業として、コーディネーター育成プログラムの策定と試行を実施した。	III
	33	研究水準の向上のため、研究活動に係る自己点検・評価結果等を踏まえた研究資源(資金、人員)の配分を積極的に推進する。	24	33	研究活動の評価等に基づく研究経費の配分を推進するとともに、全体的な研究水準向上のための取組を実施する。	学内競争的経費として、プロジェクト推進研究経費及び教育研究活性化経費の募集・配分を行い、教員の研究活動に対する評価に基づく研究資源配分を推進した。また、科学研究費補助金の審査結果に基づき経費を配分する「科学研究費獲得支援経費」及び学振の特別研究員の審査結果を基に研究費を配分する「学生研究支援経費」を実施し、研究水準向上のための取組を推進した。さらに、新たな取組として、研究教育活動を対象とした報償制度を検討し、平成25年度から試行することを決定した。	IV

国際的・全国的・地域的共同研究、受託研究等をさらに推進するための全学的支援体制を強化する。	34	全国及び地域の企業、自治体、金融機関等との連携を推進し、産学連携協力システムを強化する。	24	34	全国及び地域の企業、自治体、金融機関等との人的交流・情報交換の問題点を検討する。また、共同研究・受託研究を活性化するための支援体制を構築する。	東海INET、金融機関連絡会等を活用して、企業、自治体、金融機関と情報交換を行うとともに、連携プラットフォーム構築の問題点を検討した。その結果、本学が中心になって、大学間、金融機関間の連絡の場は設けたものの、連携プラットフォームとするには、相互の連携がまだ希薄であることがわかった。 連携プラットフォーム構築のために、金融機関を通して企業の技術ニーズを把握し、大学等がシーズを提供するニーズ・プル型の技術移転活動を推進した。更に大学と金融機関との連絡会を統合した機会を設けることに理解を得て、開催準備を進めている。 また、本学の共同研究・受託研究支援体制を強化するため、産学連携推進本部体制を見直し、業務の効率化と内部の連携・協力体制を整えた。	IV
	35	教員の国際的共同研究の推進を支援するための体制を構築する。	24	35	安全保障輸出管理体制の改善方策を検討する。また、国際的共同研究に関する教員支援のための体制整備の準備・構築を行う。	安全保障輸出管理体制について検証を行い、その結果、産学連携部門だけでなく、海外からの人の受け入れに携わる国際部門にも管理責任者を置くことを決定し、体制を強化した。また、海外機関との共同研究、海外学会参加時の注意事項について出向いて説明したり、国際的な共同研究に係る雛形を整備し公開するなどの教員支援の体制、法務の整備を行った。	III
	36	研究スペースの見直しを行い、若手研究者への研究スペース配分も考慮し、課金制度を維持運用するとともに、研究環境(電気、ガス、水道、情報等)の改修を計画的に実施して、研究推進に寄与する。	24	36	スペース利用状況の調査及び分析・検討結果を勘案し、施設の評価システムに基づいて共用スペースの拡充を図るとともに、老朽施設の改善策など研究環境整備計画を策定する。	施設有効利用に関する規則による室等使用状況調査をもとに、共用スペースの拡充を計画した施設利用計画(案)を作成した。この計画について、各系等の意見要望等聞きスペース調整を行った結果、220㎡程度の共用スペースの拡充を図ることができた。また、研究環境の改善が計画的に実施できるように、部位毎(屋上防水、トイレ、空調など)の改修計画を策定し、空調改修工事やトイレ改修工事などを実施した。	III
学内研究資源(施設・設備機器、情報など)を機動的に有効活用できるシステムを強化する。	37	研究設備等マスタープランの定期的な見直しを行い、学内共用の研究設備、情報設備の計画的な整備を推進し、研究の促進に寄与する。	24	37	教育研究設備整備マスタープランの改訂等により、学内共用の研究・情報設備を計画的に整備し、維持・保全を行う。	教育研究設備整備マスタープランに基づいて計画的な設備整備を行うとともに、マスタープランを改訂した。また、無線LANシステムを整備・充実し、サービスの向上を図った。	III
	38	学内の特許情報、研究情報を集中的に管理・更新し、戦略的産学連携活動に結びつける。	24	38	大学ホームページの「研究紹介」及び学内特許データベース(ポートフォリオ)の更新を行う。また、「研究紹介」データの収集方法及び活用状況から問題点を検討する。	「研究紹介」冊子について、平成24年度のデータ更新を行い、作成した平成24年度版を、各種展示会等で配布、活用し、研究シーズの情報発信した。また、公開データの取捨選択を行ったうえで特許管理情報データベースを更新した。さらに、研究紹介データの収集方法及び活用方法の問題点を検討したが、変更による大幅な効率化等が期待できず、当面現在の方法を継続することとした。	III
3 その他の目標	3 その他の目標を達成するための措置						
(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標	(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置						
社会との連携や社会貢献のための体制を強化する。	39	行政・教育・研究機関、企業、学協会、法人、民間団体等との技術科学等に関連した連携・支援事業を促進する。	24	39	各種団体との連携・支援事業を実施する。また、サテライト・オフィスの利用促進と新たなサテライト・オフィスについて検討する。	社会連携・地域連携の推進強化のため、地域連携室を発展させた社会連携推進本部を新設し、リサーチセンターの研究成果等を情報発信すると共にシンポジウムを開催し、自治体、教育・研究機関、企業等との連携を強化した。また、自治体、高校、小中学校、商工会議所、企業等と連携し、ニーズに基づいた事業を実施した。さらに、サテライトオフィスの使用促進を図ると共に新たなサテライトオフィスの検討を開始した。	IV

<p>本学が有する知や研究成果を活用し、教育・文化の向上、地域社会の活性化に貢献する。</p>	<p>40 社会人や市民に対する再教育・生涯学習・研修等を通じ、また、小中高校等教育機関と連携し、アウトリーチ活動を積極的に行い、社会における技術科学等に関する教育・文化の向上に貢献する。</p>	<p>24</p>	<p>40</p>	<p>地域の市民や社会人の関心の高いテーマによる再教育・生涯学習講座を、継続的に実施するとともに、地域の小中学生を対象とした技術科学理解増進のための事業及び高校生を対象とした科学技術系人材育成事業を充実させる。</p>	<p>社会連携推進本部において、一般公開講座、市民向け講座を実施した。また、Jr.サイエンス講座、青少年のための科学の祭典豊橋大会等の地域小中学生向け事業、時習館SS技術科学、TUTラボ、科学三昧inあいち2012、及び知の探究講座等の地域高校生向け事業を実施するとともに、実施時期、期間、出展内容の検討を行った。また、産学連携推進本部と連携して、研究成果と企業ニーズとのマッチング会を実施した。</p>	<p>III</p>
	<p>41 行政、大学等研究機関、企業等との連携を積極的に進め、大学の持つ技術科学等に関連した「知」や「研究成果」を基軸に、社会の活性化につながる取り組みを積極的に推進する。</p>	<p>24</p>	<p>41</p>	<p>社会、地域との連携を強化するため、組織を見直すとともに、地域自治体等と連携した研究、事業を推進し、研究内容、研究成果を各種イベントや市民対象の講座及び教育機関等と連携した事業等を通じて紹介する。</p>	<p>社会連携・地域連携の推進強化のため、地域連携室を発展させた社会連携推進本部を新設し、リサーチセンターの研究成果等を情報発信すると共に、シンポジウムを開催し、自治体、教育・研究機関、企業等との連携を強化した。また、国土交通省中部地方整備局との連携・協力に関する協定を締結するなど、国の機関とも連携を図った。さらに、一般公開講座、市民向け講座、シンポジウム、研究成果と企業ニーズとのマッチング会、小中、高校生向け講座、サテライト・オフィスでの会議等において、本学の研究内容・研究成果を紹介した。</p>	<p>IV</p>
<p>(2)国際化に関する目標</p>	<p>(2)国際化に関する目標を達成するための措置</p>					
<p>国際交流・連携を推進するための体制を強化する。</p>	<p>42 国際交流・連携を全学的に推進するための戦略を策定し展開する。</p>	<p>24</p>	<p>42</p>	<p>「国際戦略(第1版)」について学内調整及び周知を行い、行動計画を策定して戦略の展開に取り組む。</p>	<p>国際戦略及び行動計画を作成し、学内周知に向けて準備を進めていたところ、国立大学改革強化推進事業(三機関連携)の採択を受け、さらなる充実をはかるため、次年度でしっかり検討する必要から先送りする判断をし、学内周知は次年度の課題とした。なお、国際戦略の個々の事業は戦略の審議中も戦略本部関与の元着々と進められた。</p>	<p>II</p>
	<p>43 工学教育国際協力研究センター(ICCEED)をはじめとした諸センターの再編等により、推進体制を強化する。</p>	<p>24</p>	<p>43</p>	<p>国際交流センター(CIR)の業務を充実・強化し、工学教育国際協力研究センター(ICCEED)との業務連携を強化する。</p>	<p>国際研修プログラムを国際交流センター(CIR)が主担当する業務とし、ICCEEDと連携して進める事とした。 国立大学改革強化推進事業の採択に伴い、両センターの統合・再編については今後検討を行うこととした。また、国際業務の全学的実施体制を国際戦略に盛り込んだ。</p>	<p>III</p>
<p>開発途上国を含む海外の高等教育機関との連携・交流を推進する。</p>	<p>44 海外の大学・研究機関との交流協定を積極的に整備し、締結した協定校との交流状況を分析し、必要に応じて見直す。</p>	<p>24</p>	<p>44</p>	<p>国際戦略に沿った施策の実施にあたって、交流協定のメリットを存分に活かした具体的な連携・交流を進める。 また、新規の協定締結や既存協定の更新に際しては、実質的・具体的な連携・交流の実態と本学にとってのメリットについて十分かつ確実に検証し、新たに具体的な交流の予定があると強く見込める場合には、積極的に協定を締結する。</p>	<p>教員の研究活動のグローバル化が進み、複数の研究機関と国際共同研究体制を組む事例もあり、その結果、平成24年度中に、新規の交流協定締結14機関(10大学、3研究所、1ポリテクニク。研究科、付属研究所単位の協定を含む)、協定期間更新6大学(学部単位の協定を含む)、協定取り止め2大学となり、平成24年度末で有効な交流協定数を平成23年度末の48より12機関増の計60とした。また、交流協定の更新、新規締結、廃止については、国際基盤機構委員会及び、代議員会における審査・審議の際には、実質的・具体的な連携・交流の実態等を検証した。</p>	<p>III</p>
	<p>45 重点的に交流を推進する海外の大学等を選定し、教育協力、共同研究、産学連携協力を積極的に実施する。</p>	<p>24</p>	<p>45</p>	<p>重点的に交流を推進すると選定した海外の大学等との間で、学生に対するグローバル教育の推進に向けた教育プログラムの拡充に資する交流プログラムの実施促進を図る。</p>	<p>重点校であるバンドン工科大学(ITB)と大学生国際交流プログラムの実施、ツイニングプログラム実施に向けてWGで検討を行うとともに、国立大学改革強化推進事業が採択されたことから、マレーシア科学大学(USM)をはじめとする複数の大学を対象に、海外実務訓練の拡充や海外キャンパスの設置等についての調査・検討に着手するなど、重点的に交流を推進する拠点としての活用と連携の強化を図った。</p>	<p>IV</p>

	46	本学の外国人向けホームページの充実を図るとともに、海外における本学の同窓会を積極的に支援し、広報及び情報発信機能を強化する。	24	46	CIRのホームページ等海外向け英語コンテンツの充実を推進し、帰国留学生及び交流協定校等への情報提供を行う。 また、留学生同窓会支援方策を実施に移すとともに、帰国留学生が大学に求める事項について検討する。	国際交流センター(CIR)のホームページは随時更新するとともに、eNewsletterを活用して情報提供を行った。また、留学生同窓会支援方策の一環として、国際交流センター(CIR)ホームページ等で卒業生に対して連絡先情報の更新を依頼した。さらに、英語コース修了生に対してアンケート調査を行い、要望等については関係部局に対応を依頼した。	III	
留学生・外国人研究者の受入を強化するとともに本学の学生、教職員の海外派遣を積極的に促進する。	47	外国人教員・研究者の受入は、国際交流協定校等から年間本学教員の10%程度以上を目指す。また、本学教職員の国際的レベルを維持・発展させるため、各種事業・海外派遣制度を利用して、年間本学教員の5%程度以上の派遣を実現するとともに、学生の海外派遣・留学を推進する。	24	47	外国人教員・研究者の受入れや本学教員・学生の派遣につながる協力、交流、研修、セミナー、シンポジウム、国際会議等の事業を積極的に実施するため、各系、センター、交流協定校との連携、協働、支援・協力を図る。また、それらにつながる外部機関の事業への積極的な参画や制度の利活用を図る。	学内の各組織がそれぞれの教育・研究領域において、共同研究や国際会議などの交流機会を多数設定し、本学独自の他機関の制度を活用した国際協力・交流案件に積極的に協力・参画した。また、大学院教育改革事業における海外教育展開に向けた対応等を通じて、教員・研究者・学生の国際交流の機会の増大を図った。	IV	
	48	アジアを中心とした留学生・研究者のネットワーク、発展途上国の工学教育強化プロジェクト、留学生を含む人材養成の強化を図るため、工学教育国際協力研究センター(ICCEED)をはじめとした本学の諸センターを積極的に活用する。	24	48	本学の開学35年、ICCEEDの設立10年の実績を踏まえて、海外の大学及び本学同窓生並びに研究者等のネットワークを強化するとともに、ICCEEDを核として開発途上国の工学教育強化や人材養成等に取り組む。	海外の同窓生に本学の最新情報を提供するためにeNewsletterを送付し、同窓生ネットワークの強化を図った。また、卒業同窓生のフォローアップを行うとともに、彼らが勤務する大学との連携を進めた。さらに、ドイツ・インドネシア・マレーシアをはじめとする海外大学とネットワーク強化を行った。 工学教育強化や人材養成等については、ICCEEDを中心にEEPIS教育高度化支援事業を行うとともに、産学連携推進本部等と連携し、JICA集団研修「地域産業育成のための産学官連携コーディネータ養成」やJICA委託事業「アフガニスタンPEACEプロジェクト」等を行った。	III	
	49	留学生30万人計画を踏まえ、外国人留学生の受入の拡大に努め、在籍学生の10%程度以上を年間目標に受入を推進する。	24	49	短期留学プログラムの試行、英語プログラムの充実及び留学生の相談を含めたケアの充実を推進する。 また、留学生及び外国人研究者への教育・研究活動の支援のため、事務職員の研修を行い、国際関係業務に携わる人材の育成を図る。	短期留学プログラムの試行として、中国東北大学を対象としたサマースクールプログラムを実施した。また、英語プログラムの対象大学の拡大に着手し、留学生の相談を含めたケアの充実を目的としたパワーチャーター制度の整備と就職支援の拡大等を行った。また、留学生及び外国人研究者への教育・研究活動の支援のため、国際関係業務に意欲のある事務職員の適正な配置と国際業務処理能力の向上を目的とした海外現地研修等を行い人材の育成を図った。	III	
地域社会の国際化に貢献する。	50	三遠南信地域を中心とした行政機関・国際交流協会等と連携を図り、地域社会の友好親善事業・交流会・ホームステイ事業への協力を強化する。 また、外国人留学生、本学教職員を国際理解教育、地域の国際交流事業等を行う小中高校等に派遣する。	24	50	東三河地域等の行政機関・国際交流協会等と連携して、地域社会の国際化事業に協力する。	留学生意見交換会、留学生懇談会は継続的に実施し、多くの参加を得て地元自治体等と様々な意見交換を行った。また、地域の祭り等へ留学生を派遣し、地域社会の国際化に協力した。さらに、サマースクールにおいて、地域の国際交流協会等と協力して、ホームステイを実施するなど、地域の国際化に大きく貢献した。	IV	
(3) 高等専門学校との連携に関する目標		(3) 高等専門学校との連携に関する目標を達成するための措置						
高等専門学校との教育研究上の連携を強化するための体制を整備する。	51	高専連携室を中心とした高等専門学校との連携の枠組みを拡充する。	24	51	包括協定を締結した高等専門学校との連携活動を拡充するとともに、新たな協定の締結に向けた検討を行う。 また、高等専門学校との人事交流制度の見直しを行う。	包括協定を締結した東海地区の5高専と協議会を開催し、具体的連携活動内容についての検討を行った。高専からの提案のうち、学生実験担当者の意見交換・FDについては、電気系の教員を対象に実施した。 新たな協定締結に向けて富山高専技科大連携室と意見交換会を実施し、具体的な活動例として、オープンキャンパスでの北陸地区高専生向けのバスツアーを実施した。また、今まで検討してきた高専連携教員制度に基づき、実際に連携教員を任用し、連携活動の強化を図った。	III	

	52	高等専門学校との教育研究連携に基づく学生の入学制度及び支援制度を整備する。	24	52	専攻科特別推薦入学制度の実績をとりまとめ、その有効性を検討するとともに、3年次編入学生に対する特別推薦入学制度を評価し改善する。 また、「卓越した技術科学者養成プログラム」を充実させるとともにその効果について追加調査を行う。 さらに、高等専門学校と連携した編入学生の教育支援体制を整備し、効果について追跡調査を行う。	高専専攻科入学者の修了率等の実績を調査検討し専攻科特別推薦入試の有効性を検証するとともに、検討データを入学者選抜検討委員会に提供し、専攻科特別推薦の趣旨を反映させた新しい専攻科推薦入試制度に集約した。 3年次特別推薦入学制度の改善のため、高専エキスパートを通じて特別推薦制度に対する高専側の意見、要望を調査し、補佐懇にて報告を行った。 卓越した技術科学者養成プログラム推進委員会において優秀な学生に対する支援制度を新設した。 高専と連携した編入学生の支援体制として、高専教員と共同で数学学力の維持、向上のための教育支援システムを構築し、高専生および学内生による試用と問題点の抽出を行い、平成25年度から学内提供の目処をつけた。	III
高等専門学校との教育研究上の連携を推進し、相互の発展を図る。	53	一貫した技術者教育のための高等専門学校との教育連携及びファカルティ・ディベロップメント(FD)を推進する。	24	53	教育連携プロジェクトを立ち上げるとともに、協定校と連携し、技術者教育のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を実施する。 また、体験実習生の受入れ、IT活用実践研修会の開催等の高専連携事業について、検証を行う。	継続的に高専連携教育プロジェクトを実施するとともに、高専生に対して体験実習で参加を募り高専から技科大への一貫した技術者教育を行った。また、東海5高専と連携協議会を開催し、高専及び本学の電気系実験担当者FDとして実験課題の設定および実験による達成度向上の取り組みを相互に紹介・議論を行った。また、体験実習生の受け入れに関しては、実習前日の日曜日から宿泊できる体制を整えた。IT活用実践研修会については、主催の高専機構に、高専連携室にて実施した検討で浮かび上がった問題点を伝え、実施のあり方に検討を依頼した結果、主催者判断として当該事業は取り止めることとなった。	III
	54	高等専門学校との共同研究、教員交流を推進・支援する。	24	54	高専連携教育研究プロジェクトを実施し、高専連携研究発表会の開催、共同研究の学会での研究発表、外部資金獲得を支援する。 また、専門分野における高等専門学校教員との交流集会を開催する。	高専連携教育研究プロジェクトを継続的に実施するとともに、プロジェクト内において、従来の募集区分に加えて「発展的研究プロジェクト支援」経費をあらたに導入し、外部資金を獲得できるような研究に対して、支援を行うこととした。また、高専・技科大連携教員研究集会を2回開催し、高専教員と意見交換を行った。	III
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標		II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置					
1 組織運営の改善に関する目標		1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置					
技術科学大学の特性を活かした機動的、効率的な大学運営及び外部の意見を活かした戦略的な大学運営を遂行する。	55	学長がリーダーシップを発揮し、教育研究組織の再編に合わせ管理運営体制を整備・充実する。	24	55	再編に合わせ整備した管理運営体制について、学生定員増などに伴い、必要に応じ見直しを行い充実を図る。	学長補佐2名のポストを廃止し、新たに大学院教育改革担当の副学長、社会連携担当の副学長を設け、後者の下にこれまでの地域連携室を発展・拡充した社会連携推進本部を設置した。さらにリサーチセンターの再構築、新規プロジェクトへの対応組織の整備を行うなど、管理運営体制の見直しを実施し、充実を図った。	III
	56	経営協議会をはじめとして、学外有識者による「アドバイザー会議」を活用するとともに、ステークホルダー等の意見を反映する学内体制を追加整備し、外部の意見を取り入れる体制を一層充実する。	24	56	経営協議会等の意見を大学運営に反映させ、その反映状況等を学内外に公開する。さらに「アドバイザー会議」、「報道機関等との意見交換会」等を引き続き開催するなど、大学運営へ反映させるための意見集約体制を整備する。	採択された国立大学改革強化推進事業(三機関が連携・協働した教育改革)において、経営協議会委員等学外委員からの意見、提案を踏まえ、グローバル指向人材の育成のための具体的計画を実施することとした。また、その反映状況を公表した。さらに、アドバイザー会議を開催するとともに、報道機関から大学運営について、意見を伺う意見交換会を実施した。	III
	57	教育研究の活性化のため、戦略的な配分(人材、施設・設備、予算配分等)を見直し、整備・充実する。	24	57	3年次編入学生の定員増等に応じ、必要な資源配分基準等の見直しを行い、充実を図る。	教育研究の活性化のため、3年次編入学生の定員増等に応じ、各系等のコア教員数を見直し、教員の充実を図った。	III

主に高等専門学校卒業生を受け入れる大学として、一般大学とは異なる個性・特色を明確にし、先進的かつ先導的な技術科学教育・研究を実施する教育・研究組織を確立する。 本学の教職員が活性化する人事システムを整備し、充実する。	58	学部・大学院及びセンター等(教育組織、研究組織、教育・研究支援組織等)を再編し、学年進行に沿って整備するとともに、完了後は再編内容について検証する。	24	58	学部・大学院を学年進行に沿って整備するとともに、博士後期課程を改組する。	博士後期課程を4専攻から5専攻に改組を行うとともに、22年度に再編した学部及び博士前期課程学生について順調に学年進行を行った。また、再編後の検証のため各系の組織評価を行い、評価結果報告書案を作成した。	III
	59	優れた教職員を確保するため、教員の人事企画、採用計画等の人事計画を策定するとともに、女性及び外国人等の採用による教員構成の多様化などを積極的に推進する。	24	59	任期付教員の再任審査の審査基準を明確にし、教員としての資質・能力が高いと認められる場合には、任期を付さない職を与える制度について検討する。また、大学独自のデデュア・トラック制度の整備について検討する。	任期付教員の任期の取扱要領を見直し、助教についても審査により任期の定めがない教員になれるように制度を整備した。また、大学独自のデデュア・トラック制度について検討を行い、さらに制度の整備まで完了した。	IV
	60	人事評価制度の検証、必要に応じ改善を行うとともに、引き続き人事評価結果等を活用し、給与、昇給、表彰に反映する。	24	60-1	一般職員の人事評価結果の給与、昇任等の処遇への反映状況について検証し、人事評価システム全般の充実を図る。	一般職員人事評価実施要領を検証し、年度途中の人事異動者に対応して評価期間を見直すなど取扱いを見直すとともに、評価結果(電子データ)の提出についてセキュリティに配慮したサーバへの保存方法に変更した。また、次年度に向けた改善として行動・能力評価の評価期間を半年から年間評価に変更するとともに、新たに配置する技術専門員及び再雇用職員について、評価要素及び評価者を設定し給与、昇給に反映する体制を整えるなど、人事評価システム全般の充実を図った。	III
			24	60-2	単年度の教員の個人評価結果の給与への反映方法について検証し、昇給、期末・勤勉手当の給与への反映に加えて、報奨の適切な実施について検討する。	個人評価結果の給与等への反映について検証した結果、昇給及び勤勉手当の成績率について優秀者として選考された者はおおむね評価結果が良い者であった。また、報奨の実施について検討し、報奨制度を整備し、平成24年度の業績をベースに、平成25年度に試行することを決定した。	IV
2 事務等の効率化・合理化に関する目標		2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置					
管理運営への参画、教育研究活動に対する支援の強化、産学官連携・高専連携・地域連携の強化、学生に対するサービスの向上のため事務改革を推進する。	61	教育研究組織の再編に合わせ、事務組織を整備・充実する。	24	61	再編に合わせ整備した事務組織について、学生定員増などを踏まえ、必要な見直しを行う。	社会連携推進本部の設置に伴い、担当事務の連携体制を整備するとともに、運営関係会議、各室・本部及び委員会を対象として運営状況等に関する調査を実施し、その把握・検証を行った。	III
	62	第二期事務改革アクションプランを作成し、重点課題(人事制度改革、事務の簡素化・合理化、事務職員の再配置)に対する具体的実行計画により、事務改革を推進する。	24	62	事務改革の推進状況を検証するとともに、具体的な実行計画を可能な限り実施する。また、アクションプランの見直しを行う。	「事務改革アクションプラン2012」に基づき、人事制度改革やサービス向上等の実行計画を実施するとともに、平成23年度実施完了分の実行計画について、評価者による取組状況の検証を行い、検証結果を大学公式ホームページにて公表した。また、次年度に向けて見直しを行い、「事務改革アクションプラン2013」を策定し、公表した。 また、事務部門の連携や共同処理による事務の効率化・省力化等を目的とした東海地区の8国立大学法人による事務連携を引き続き実施した。	III
III 財務内容の改善に関する目標		III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置					
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の安定的確保に関する目標		1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の安定的確保に関する目標を達成するための措置					
自立性・自主性を高める財政基盤を確立するため、外部研究資金を中心とした自己資金の安定確保に努める。	63	競争的研究資金に関する情報収集を迅速かつ確に行うとともに、産業界・地方公共団体等との連携協力の強化を図り、寄附金、共同研究、受託研究等の外部研究資金の獲得に努める。	24	63	産学官の連携による外部資金の獲得を推進するとともに、競争的研究資金に関する情報収集を的確に行い、所属教員に迅速に周知することで、外部資金獲得に向けた取組を充実させる。	競争的資金に関する情報を研究戦略ニュースやメール、研究協力課ホームページで提供した。また、科研費説明会や外部資金説明会の開催、科研費アドバイザーによる指導等、外部資金獲得に向けた取組を実施した。さらに、産学官連携による地域イノベーション戦略支援プログラムの実施及び社会連携推進本部の活動を通じて産学官連携強化を図り、外部資金獲得に努めた。本年度は、これらの継続的な取組の結果、前年度に比べ、科学研究費補助金の獲得額が大幅に増加し、共同研究費の受入金額が増加した。	IV

2 経費の抑制に関する目標		2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置			
(1)人件費の削減		(1)人件費の削減			
「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。	64	24	64	教育研究の質の向上に必要な人件費を確保したうえで、その効果的な運用を図り、人件費改革に努める。 系長等との人事関係ヒアリングを実施し、教育研究に必要な人材について調査を行い、人事委員会で精査し、必要な人事を行った。また、一般職員については、3名の転出を決定するなど他大学等との人事交流を積極的に行った。	III
(2)人件費以外の経費の削減		(2)人件費以外の経費の削減			
業務の一層の見直しを図り、管理的経費の抑制に努める。	65	24	65	業務の見直しを引き続き行い、管理的経費の支出予算の見直しを行うとともに、費用対効果を考慮し経費の抑制を図る。 物品の再利用の促進及び複写機、電力等の契約方法の見直しを行うことにより、経費の削減を行うとともに、平成22年度より実施している消費税の申告方法の変更による納税額節減を継続して実施した。また、執行状況及び執行見込調査を実施し、詳細を把握しつつ、学内補正予算策定時に反映するなど、管理的経費の支出予算の見直しを行った。 さらに、水道料金経費削減の方策として、民間業者と10年間の「地下水浄化サービス事業」の請負契約を締結した。これにより、初期投資をかけずにシステムを導入し、本年度実績として、水道料金の削減(対前年度比約520万円減)を達成した。	IV
3 資産の運用管理の改善に関する目標		3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置			
資産の効率的かつ効果的な運用管理に努める。	66	24	66	市場調査・分析を行い、金融情勢・経済情勢に対応した資金運用を、安全・確実に行うとともに、市場調査・分析手法を確立する。 また、既存宿舍の有効活用案の策定に着手する。 「平成24年度における余裕金の運用方針について」に基づき、安全性、流動性を十分確保しつつ金融情勢・経済情勢に対応した資金運用を行った。この際の市場調査・分析として、定期的な信用格付け会社での審査状況の監視、関連金融機関の経営状況に係る情報収集などの具体的な方法を盛り込んだ調査・分析手法を確立し、この運用方針に明記した。	III
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標		IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1 評価の充実に関する目標		1 評価の充実に関する目標を達成するための措置			
大学活動全般に対する改善に資するため、評価活動を一層推進する。	67	24	67	業務運営等に関する自己点検・評価及び教職員の個人評価を実施し、その評価結果を処遇等に反映するとともに、検証・改善等を行う。 「平成23年度自己評価書」を作成して自己点検・評価を実施するとともに、「業務実績報告書」を作成し、国立大学法人評価委員会に提出した。また、教育職員及び一般職員の個人評価を実施し、評価結果を昇給決定時の参考とするなど処遇に反映した。加えて、教育職員のモチベーション向上及び一層のレベルアップを図るため、これまでの検証結果をふまえて、個人評価の元となる各種業績データ統計を職位別で作成し、学内公表を行った。さらに、平成22年度から実施・適用した教育研究組織の再編に関し、その検証・見直し等を目的として各組織で設置目的等の目標達成状況の自己点検評価を実施した。	IV

	68	教育研究活動等の質を保証するために、大学機関別認証評価等の第三者評価を受け、その結果を活用し改善を図る。	24	68	国立大学法人評価委員会による平成23事業年度評価を受けるとともに、その評価結果を活用し必要な改善を行う。また、大学機関別認証評価に係る自己評価書を作成し、認証評価を受ける。	平成23事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の提示があり、全4項目とも「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」(5段階中の4段階目)との結果であった。なお、改善事項などの指摘は特になかった。 また、第二サイクルのトップを切って平成24年度実施大学機関別認証評価を受審した。その結果、全10基準とも「基準を満たしている」ことが認められた。	III
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標		2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置					
社会に対し開かれた大学として、大学情報の積極的な公開及び発信を行う。	69	それぞれの受け手のニーズに対応した効果的な情報提供を行うとともに、ブランディング戦略を意識した大学情報の発信と広報活動を推進する。	24	69	ブランディングのための基本戦略を整備するとともに、広報のデザイン体系を構築する。	広報戦略本部会議において、広報活動方針を確認し、ブランディングのための基本戦略を整備するとともに、当該基本戦略に基づき、大学公式Facebookを開設、運用し、幅広い層への情報発信を展開した。また、広報デザイン体系の検証結果を踏まえ、広報デザイン体系を構築し、デザイナー考案のエコバッグをオープンキャンパス来場者に配布するなどの取組の結果、開学以来最多となる来場者があり、大学PRにつながった。	III
	70	学内情報の共有化をさらに推進し、社会に対する説明責任を果たすため、迅速かつ的確な広報活動の体制を強化する。	24	70	ブランディングのための基本戦略を整備するとともに、積極的に学内に周知し、広報意識の共有化を図る。	広報戦略本部会議において、広報活動方針を確認し、ブランディングのための基本戦略を整備するとともに、当該基本戦略に基づき、大学公式Facebookを開設、運用し、幅広い層への情報発信を展開した。また、大学公式Facebook開設に伴うキャンペーンの実施、広報活動方針のうち基本方針を広報部ホームページへの掲載等を通じて、広報意識の共有化を図った。	III
V その他業務運営に関する重要目標		V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置					
1 施設設備の整備・活用等に関する目標		1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置					
キャンパス・マスタープランに基づく施設設備整備を推進し、良好なキャンパス環境を形成する。	71	本学の基本理念に基づき策定したキャンパス・マスタープランに沿って、国の財政状況や社会及び施設需要の変化等を踏まえ、新たな整備手法を推進するとともに、省エネルギー等の環境に配慮した教育研究施設・設備の充実を推進する。	24	71	キャンパスマスタープランに基づき、新しい施設整備手法を調査し、実現性等について検討する。	新しい施設整備手法の実現性を検討するにあたり、一定の収入を見込める施設である学生宿舎や留学生宿舎などの施設整備について、本学が今まで活用した整備手法(長期借入金で学生宿舎を整備、目的積立金で研究者宿泊施設を整備)と他大学の整備手法について比較検討を行った。その他、多様な財源を活用した国立大学法人等施設整備の手引きなどを参考に、新しい施設整備手法の実現性について検討した内容を報告書としてまとめた。	III
	72	教育・研究組織の再編等に伴う教育・研究の高度化・活性化等に対応させるため、安全・安心対策に配慮するとともに、費用対効果を勘案しつつ、計画的に老朽施設の改善を推進する。	24	72	新たに策定した老朽施設改善に係る評価基準に基づき、施設の改善策を検討する。	老朽施設改善に係る評価基準の評価項目に対して、施設老朽化等による改善すべき事項について、大学性能評価システム等をもとに調査を実施した。この調査結果をもとに、外壁・建具、防水、トイレ、空調など部位別に分けた改修計画(今年度、研究環境改善のため実験棟の空調改修やセンター棟の便所改修を実施)を検討し策定した。その他の事項も同様に、各々の評価項目に対する改善策を検討するなどし、施設老朽化に対する改善策を策定した。	III
	73	施設の点検・評価システムを継続して実施するとともに、全学的な視点に立った施設マネジメントシステムに基づく弾力的・効率的なスペースマネジメントを行う。	24	73	スペース利用状況の調査、分析結果及び施設の評価システムに基づいて、教育・研究組織の再編に対応した、スペースの利用計画の整備を図る。	施設有効利用に関する規則による室等使用状況調査をもとに、教育・研究組織の再編に対応した施設利用計画(案)を作成し、各系等の意見・要望等を調査した。この意見・要望等をもとにスペースの調整や空室となった実験室の整備を実施し、共用スペース拡充及びスペース集約を図った。また、スペースの集約及び移設等をより円滑に進めるため、再編に伴う施設整備に関する経費分担及び室等使用終了時の原状復旧に関する申合せを策定した。	III

2 安全管理に関する目標	2 安全管理に関する目標を達成するための措置					
大学として社会的責任を果たすため、リスク管理の充実等を一層推進し、総合的な取り組みを行う。	74 労働安全衛生法等の法令に基づき、大学構成員の健康の保持増進、危険の防止等を推進するため、安全衛生管理推進本部を中心とする体制をさらに強化する。	24	74	安全衛生管理推進本部等の組織の検証結果を踏まえ、見直しを行う。	検証結果を踏まえ、着実に増えた各種資格保持者を安全衛生管理推進本部、安全衛生委員会、安全衛生委員会設置の各部会に参画させ、体制強化を図ることとした。	III
	75 大学構成員の安全確保及びリスク管理能力の向上に資するため、研究室等の点検・整備を行うとともに、定期的な研修や訓練を行い、安全・衛生等に係る意識改革を行う。	24	75-1	危険予知・リスク管理のための研修会を実施するとともに、安全管理に関する講習会を実施し、教職員及び学生の安全教育に努める。また、安全衛生ハンドブックの見直しを行う。	教職員及び学生の安全教育として、リスクアセスメント講習会、産業医による労働衛生講演会、応急手当普通救命講習及びメンタルヘルス研修会等を実施し、教職員・学生の安全に関する意識高揚に努めた。安全衛生ハンドブックについて、法令改正等を加味し、改訂を実施した。また、主要部分について、外国人留学生等のために英文簡略版を作成した。	III
		24	75-2	管理監督者等に対し、メンタルヘルス等に関する研修を行う。	改正労働安全衛生法案の趣旨を踏まえた、メンタルヘルスに関する研修会等を実施した。	III
3 法令遵守に関する目標	3 法令遵守に関する目標を達成するための措置					
コンプライアンス・マネジメントを徹底し、社会からの信頼を確保した大学運営を行う。	76 教職員一人一人の社会的責任、法令遵守に対する意識の向上を図り、自己点検等の体制を整備する。	24	76	コンプライアンス推進のための研修計画の見直しを行い、研修を実施する。	公的研究費の不正防止計画、公的研究費の適正使用等を目的として新規採用教職員研修や職員連絡会において、理解促進、注意喚起等に努めるとともに、研修計画を見直し、大学におけるコンプライアンス及び個人情報保護をテーマに取り上げ、コンプライアンス推進のための研修を実施した。	III
	77 コンプライアンス推進のため、外部有識者を加えるなど、内部体制の整備充実を図る。	24	77	内部監査規程に基づき、業務監査及び会計監査を実施するとともに、コンプライアンス全般の推進体制について必要な見直し等を行う。	内部監査規程に基づき、年次監査(業務監査及び会計監査)を実施するとともに、財務会計に係る定期監査、臨時監査を行った。また、コンプライアンスと学校現場における個人情報保護に関し、研修を実施して、理解増進、注意喚起等啓発を行った。加えて、公的研究費の不正防止計画の検証を行い、当該結果に基づき25年度の計画を策定した。さらに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいて作成された「体制整備等自己評価チェックリスト」により、本学の公的研究費の管理・監査の体制整備状況を確認した。これにより体制が適正であるかについて検証を行った。	III
	78 情報セキュリティを高めるために、大学の基本情報の適切な管理を行うとともに、情報セキュリティポリシーの徹底と改善を図る。	24	78	学内ネットワークにおけるセキュリティ対策を周知・徹底する。	情報セキュリティ自己点検アンケートを引き続き実施するとともに、愛知県警及び通信事業者より講師を招き、セキュリティに関する講演会を行った。また、学生への情報セキュリティ小テストの実施に関する具体的な検討を行い、セキュリティ対策の強化を図った。	III
X その他						
2 人事に関する計画						
		24	79	任期付教員の在任中の業績を適切に評価するための審査基準を明確にする。また、個人評価結果を検証し昇任、昇格制度に反映させる人事評価制度を検討する。	任期付教員の再任審査の見直し及び任期なし審査の助教への拡充を整備した。併せて、大学独自のテニュアトラック制度を整備し、任期付教員についての人事制度を充実させた。また、個人評価結果の給与等への反映について検証し、給与等への反映に加え、報奨制度を整備し、平成25年度に試行することとした。また、昇任・昇格制度への反映については引き続き検討することとした。	III
(参考)中期目標期間中の人件費総額の見込み 15,840百万円 (退職手当は除く。)		24		(参考1) 平成24年度の常勤職員数 337人 また、任期付職員数の見込みを 39人とする。 (参考2) 平成24年度の人件費総額の見込み 3,468百万円 (退職手当は除く。)		